

介護記録のつけ方を弁護士の観点から検証！ 介護施設への相談対応やアドバイスにも有益な一冊



介護事故の 事実認定と記録

「介護記録」を武器にする書き方

神保正宏・山本宏子 編著

石塚英一・藤岡隆夫・済木昭宏・上田優子・中間陽子・萩原得誉・藤吉彬・都田和義・石田真理 著

2021年4月刊 A5判 244頁 定価2,860円（本体2,600円）978-4-8178-4722-5 商品番号：40851 略号：介事

- 介護事故で訴訟となった際に関係者が遡って事実を検証するための介護記録のつけ方について記述。
- 実際の判例を基にした26事例について、「①事案の概要→②判決の内容→③争点→④提出された介護記録等→⑤判決の分析→⑥推奨される記録のつけ方」の流れで解説。
- 事例ごとに「推奨される介護記録」及び「良くない介護記録」の記載例を掲載。

事例1：認知症の高齢者が誤嚥で死亡した事例

事例2：施設従業員が入居者への食事介助を行ったところ入居者が食物の誤嚥により窒息死した事例

事例3：入院中の80歳の男性がおにぎりを誤嚥し、意識不明の状態に陥り、約9か月後に死亡した事例

事例4：介護老人保健施設に入居中の86歳の男性がまぐろなどの刺身を誤嚥して窒息し、約4か月後に死亡した事例

事例5：高齢の入院患者が歩行器具を用いたリハビリ中に転倒。骨折した事例

事例6：高齢で見当識障害等がある入院患者がリハビリ中、付き添いが離れた間に転倒、死亡した事例

事例7：認知症の高齢者がデイケアの送迎バスを降りた直後に転倒した事例

事例8：介護老人保健施設において利用者が自分で汚物を捨てる際に転倒した事例

事例9：通所介護サービスを受けていた高齢者が昼寝から目覚めた後に転倒し、右大腿骨骨折を負った事例

事例10：足に麻痺のある高齢者が、病院内で転倒して死亡した事例

事例11：社会福祉協議会が派遣したボランティアが身障者の歩行介護を行っている間に身障者が転倒した事例

事例12：高齢で歩行が不安定なデイサービス利用者が、トイレ内での歩行介助を拒否し、転倒して重篤な行為障害が残った事例

事例13：知的障害者入所更正施設の入居者がトイレ内で転倒、負傷した事例

事例14：短期入所生活介護事業所に入所していた高齢者が居室内で転倒し死亡したことに対して、不法行為に基づく賠償請求が認められた事例

事例15：デイケア利用中のがん患者である高齢者が、階段から転落した例

事例16：施設内で歩行補助車を利用する高齢者が転倒して死亡した事例

事例17：施設入所中の高齢者が食事を終えて立ち上がった際に転倒した事例

事例18：介護施設利用者が転倒して頭部を負傷した事例

事例19：認知症の高齢者が施設内でバスを待っている間に立ち上がり、転倒して事例

事例20：脳卒中で入院中の患者が病室の窓から転落した死亡したが、病院の責任が否定された事例

事例21：軽度の痴呆のためベッドに立ち上ることのあった高齢の入院患者が、夜間に柵のあるベッドから落ちて側頭部を床に強打し、くも膜下出血で死亡した事例

事例22：老人保健施設に入所していた全盲・認知症の症状のある女性が窓から転落して、施設への慰謝料請求が認められた事例

事例23：帰宅願望のある認知症の高齢者が、2階の窓をこじ明けて転落した事例

事例24：解約について、解約の意思表示を行った時点が争われた事例

事例25：ホーム内で、認知症の入所者が他の入所者を車いすから転落させた事故について、施設が損害賠償請求された事例

事例26：デイサービスを利用する高齢者が失踪後に死亡した事例

事例2

施設従業員が入所者への食事介助を行ったところ、入所者が食物の誤嚥により窒息死した事例

（神戸地判平成16年4月15日（裁判所ウェブサイト））

ポイント

事故前の状況から誤嚥の兆候があったといえるか。事故時の食事の状況等から、誤嚥の可能性を認識することができたか。

1 事案の概要

D（亡くなった入所者）は、事故当時82歳の男性である。Dは、平成11年4月13日から、社会福祉法人Y（被告）の経営する特別養護老人ホームZに入所している。A（原告）は、Dの看護員である。

2 判決の内容

結果：原告の請求棄却。
理由：今回の誤嚥についてEがDの誤嚥の可能性を認識することは不可能であるなどとし、Eの注意義務違反を認めず、Yも責任を負わないと判断した。

3 争点

【争点を考える上のポイント】

・誤嚥は発生する原因によって分類でき、分類により兆候や対策が異なる。

6 推奨される記録のつけ方

今回の裁判から、Yの立場にある介護事業者は、どのような記録をつけるべきか。そのポイントは、時間的な要素や食事の順番や量などを盛り込むとともに、誤嚥の場合には、どの誤嚥にあたるのかがわかるような記録にすることである。この観点からすると、以下のよう記録が推奨される。

良くない介護記録の例

○月○日
13時頃より食事を開始する。パンを1口、牛乳を1口、ヨーグルトを1口食べたら、その後もう1口パンを差し出し

推奨される記録の例

○月○日
13時15分頃 食事開始
まず牛乳を1口飲ませ、次にヨーグルトを1口飲む。
さらにパンを1口飲む。時間がかかるようやく飲み込む。
その後は嫌がって食べず。